

令和4年3月10日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ①株式会社西山組
②海老屋建設株式会社
③磯部工業株式会社
④海老屋・西山経常建設共同企業体
業者の住所 : ①三重県伊勢市宮後2-12-34
②三重県伊勢市小俣町元町411
③三重県伊勢市小俣町新村331
④三重県伊勢市小俣町元町411
2. 指名停止措置期間 : 令和4年3月10日から令和4年4月9日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要
(株)西山組、磯部工業(株)、海老屋建設(株)が、下請負人との請負契約において変更契約書を適切に作成しなかったのは、建設業法第19条第2項の違反し、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和4年2月8日、三重県知事より監督処分(指示処分)を受けた。
5. 指名停止措置理由
有資格業者である(株)西山組、磯部工業(株)、海老屋建設(株)が、建設業法違反により建設業許可部局である三重県知事から監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。
また、経常建設共同企業体についても、(株)西山組、海老屋建設(株)が構成員となっているため同様とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 山下 重徳
建設専門官 田川 慎二 電話番号(052)953-8138